

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、A会社に入社し、B会社C工場内でNCオペレーターとして勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、クレーンを使用して切断材の片付け作業をしていたところ、吊っていた切断材が落下し、跳ねた切断材が請求人に当たり、乗っていたバッキン置き場から転落し、受傷した。
請求人は、D病院に救急搬送され、「背部打撲傷、四肢麻痺、頸髄損傷、頭部打撲」等と診断された。その後、D病院、E病院、Fクリニックで治療を受けた。
- 3 本件は、請求人がFクリニックにおいて「下顎左側犬歯歯冠破折、C3処置歯」の傷病名で治療を受けたとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを棄却する決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の療養は労災保険法における療養補償給付の範囲に該当すると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務上の災害により受傷し、歯冠破折した下顎左側犬歯をエクストルージョンし、その後に歯冠修復治療をした費用について療養補償給付の請求をしているものであるが、同費用が療養補償給付の対象となるか否かを検討すると、以下のとおりである。

(2) 労災保険法第13条の規定によると、療養補償給付は、医療機関等による療養の給付（現物給付）を原則とし、療養の給付を支給することが困難な場合等には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができることとされている。また、療養の給付の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等であって、政府が必要と認めるものに限るとされており、「政府が必要と認めるもの」とは、一般的には、当該傷病の療養上相当と認められ、治療効果が一般に認められ、かつ、治療内容が適正なものをいうと解されている。そして、その療養の給付の具体的内容及びその診療費の算定基準については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長通達（昭和51年1月31日付け基発第72号）によって労災診療費算定基準（以下「算定基準」という。）が定められている。

この算定基準は、公的保険である労災保険の診療制度を公正に運営していくために診療費の算定基準として社会的に妥当性があり、かつ、斉一性が確保されるものとして定められたものであり、当審査会においても、十分に合理性が認められるものであると判断する。

(3) 算定基準によれば、労災保険の診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表にしたがって算定することとされているところ、本件治療のエクストルージョンは保険外診療であり、その後の歯冠修復等も保険外診療となることから、当審査会としても、決定書に説示するとおり、療養補償給付の対象とはな

らないと判断する。

(4) なお、請求人は、監督署職員の対応に不満を申し述べるが、これをもって上記判断は左右されず、また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。